

施工能力審査内容及び落札者決定基準

本件については、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、失格基準価格を下回らない者のうち、下記による価格点、施工能力評価点及び地域貢献点を合計した評価値が最も高いものを落札者とする。ただし、評価値が最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を上回る場合は、低入札価格調査・審査を実施する。その結果、契約内容に適合した履行が可能であることが確認できない場合は、次順位者を落札者とする。なお、次順位者の入札価格も調査基準価格を下回る場合は、同様に調査・審査を実施するものとする。

評価方法

(1) 価格点の算定は、次のとおりとする。なお、価格点は、小数点第2位（小数点第3位を四捨五入する。）までとする。

$$90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(2) 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点の合計によるものとする。

(3) 工事成績評価点は、工事成績点の平均に応じて下記のとおり算定するものとする。

工事成績点の平均	工事成績評価点
0点以上 60点未満	0点
60点以上 62点未満	1点
62点以上 64点未満	2点
64点以上 65点未満	3点
65点以上 66点未満	4点
66点以上 67点未満	5点
67点以上 68点未満	6点
68点以上 69点未満	7点
69点以上 70点未満	8点
70点以上 71点未満	9点
71点以上 72点未満	10点
72点以上 73点未満	11点
73点以上 74点未満	12点
74点以上 75点未満	13点

75点以上	80点未満	14点
80点以上	100点以下	15点

- ア 工事成績評価点算定の対象工事は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格の業種区分における「空調工事」とする。
- イ 工事成績点は、台東区が発注した工事のみを対象とする。
- ウ 工事成績点の平均は、発注工事の公表日の属する年度及びその前3年度内（令和元年度以前の年度は除く。）に完了した工事（入札参加申込期間の最終日までに当該申込者が台東区から工事成績評定通知書を受領したもの）のうち、直近3件の工事成績点の相加平均とする。工事成績点が60点未満のものは、当該工事成績点を0点とし、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき60点とする。ただし、完了した工事実績のない場合は工事成績点を0点として算定するものとする。なお、3件の平均で算出する工事成績評定点は、小数点第2位（小数点第3位を四捨五入する。）までとする。

(4) 配置予定技術者の資格点は、下記のとおり算定するものとする。

名 称	資格点
1級技術者	3点
2級技術者	2点
その他の技術者	1点

- ア 1級技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- イ 2級技術者とは、建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外のものをいう。
- ウ その他の技術者とは、建設業法第7条第2号イ、口若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。
- エ 資格点の算定対象は、本工事の建設業法上の業種のみについてとする。
- オ 配置予定技術者が複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つのみを資格点の算定対象とする。

カ 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、当該技術者が死亡した場合等台東区がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合において、変更後の技術者の資格点は、当該技術者の保有する資格点で算定するものとする。

(5) 配置予定技術者の実績点は、下記のとおり算定するものとする。

名 称	実績点
監理技術者	2点
主任技術者	1. 5点
担当技術者	1点

ア 実績点の算定対象は、評価対象となる配置予定技術者のかかわったC O R I N S 登録された工事のみについてとする。

イ 実績点算定の同種工事は、空調工事（C O R I N S 登録 公共事業の分野「機械」）とし、契約金額が1, 500万円（税込）以上のものとする。

(6) 営業拠点の所在地点は、下記のとおり算定するものとする。

所在地	所在地点
台東区内本店	2点
台東区内支店又は営業所	1点
上記以外	0点

(7) 災害協定点は、下記のとおり算定するものとする。

災害協定締結の有無	災害協定点
締結あり	2点
締結がある団体の構成員	2点
上記以外	0点

(8) 障害者雇用点は、下記のとおり算定するものとする。

障害者雇用率	障害者雇用点
法定雇用率以上または 法定雇用義務はないが雇用あり	1点
法定雇用義務なし	0点

法定雇用率未満	- 1 点
---------	-------

- (9) 再度の入札をしても、入札価格が、予定価格の制限の範囲内であり、かつ失格基準価格を下回らない者がいない場合、予定価格に一番近い有効な入札をした者と不落随意契約によることがある。